

別表第一 (第10条関係)

ワイドキャリア(フルタイム型) 給料表
習熟給

職級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
1	205,570	244,930	267,330	288,520
2	206,600	246,100	268,400	289,400
3	207,630	247,270	269,470	290,280
4	208,660	248,440	270,540	291,160
5	209,690	249,610	271,610	292,040
6	210,720	250,780	272,680	292,920
7	211,850	252,050	273,850	293,900
8	212,980	253,320	275,020	294,880
9	214,110	254,590	276,190	295,860
10	215,230	255,860	277,360	296,830
11	216,350	257,130	278,530	297,800
12	217,470	258,400	279,700	298,770
13	218,590	259,670	280,870	299,740
14	219,710	260,940	282,040	300,710
15	220,830	262,210	283,210	301,680
16	221,950	263,480	284,380	302,650
17	223,070	264,750	285,550	303,620
18	223,710	265,480	286,220	304,180
19	224,350	266,210	286,890	304,740
20	224,990	266,940	287,560	305,300
21	225,630	267,670	288,230	305,860

資格給

	1 級	2 級	3 級	4 級
	0	40,000	60,000	85,000

別表第二 (第10条関係)

ワイドキャリア(32時間型) 給料表

ワイドキャリア(31時間型) 給料表(平成23年4月1日施行)

習熟給

職級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
1	164,750	196,240	214,160	231,110
2	165,560	197,160	215,000	231,800
3	166,360	198,070	215,830	232,480
4	167,160	198,990	216,670	233,160
5	167,970	199,900	217,500	233,850
6	168,770	200,820	218,340	234,530
7	169,680	201,840	219,280	235,320
8	170,580	202,850	220,210	236,100
9	171,480	203,870	221,150	236,880
10	172,380	204,880	222,080	237,660
11	173,280	205,900	223,020	238,440
12	174,170	206,920	223,960	239,210
13	175,070	207,930	224,890	239,990
14	175,960	208,950	225,830	240,760
15	176,860	209,960	226,760	241,540
16	177,760	210,980	227,700	242,320
17	178,650	212,000	228,640	243,090
18	179,160	212,580	229,170	243,540
19	179,680	213,160	229,710	243,990
20	180,190	213,750	230,240	244,440
21	180,700	214,330	230,780	244,880

資格給

	1 級	2 級	3 級	4 級
	0	32,000	48,000	68,000

別表第三 (第10条関係)

ワイドキャリア(12日型) 給料表

職級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
月額	120,540	167,480	192,340	219,120

別表第三の2 (第10条関係)
ワイドキャリア(時間型) 給料表

職級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	1,330	1,600	1,780	2,040	2,320	理事長決定

別表第三の3 (第10条関係)

ワイドキャリアスタッフ職員のうちワイドキャリアスタッフ職員採用等規程第5条の2の規定により期間の定めのない雇用契約に転換したワイドキャリアスタッフ職員時間型職員給料表

職級 号俸(1時間 当たり)	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1,390	1,670	1,860	2,130	2,420	理事長決定
2	1,410	1,690	1,880			
3	1,430	1,710	1,900			
4	1,450	1,730	1,920			
5	1,470	1,750	1,940			
6	1,480	1,760	1,950			
7	1,500	1,780	1,970			
8	1,520	1,800	1,990			
9	1,540	1,820	2,010			
10	1,560	1,840	2,030			
11	1,570	1,850	2,040			
12	1,590	1,870	2,060			
13	1,610	1,890	2,080			
14	1,630	1,910				
15	1,650	1,930				
16	1,660	1,940				
17	1,680	1,960				
18	1,700	1,980				
19	1,720	2,000				
20	1,740	2,020				
21	1,750	2,030				
22	1,770	2,050				
23	1,790					
24	1,810					
25	1,830					

別表第四 (第11条関係)

昇給

昇給幅	5号	3号	2号	1号	昇給なし		
業績評価	A	B	B-	C	C-	D	E
付与率	5%以内	10%	20%	65%	5%		

別表第四の2 (第11条の3 関係)

職責手当

職級	役 職	種別	職責手当
4 級	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター部長等及び課長等の職の指定に関する規程（以下「職の指定に関する規程」という。）第4条第1項第二号に該当する者	第Ⅱ種	70,000
	職の指定に関する規程第4条第1項第一号に該当する者	第Ⅰ種	80,000

別表第五 (第17条関係)

通勤手当関連

支給月数	通用期間の定期券の組み合わせ
6	6ヶ月
5	3ヶ月、1ヶ月、1ヶ月
4	3ヶ月、1ヶ月
3	3ヶ月
2	1ヶ月、1ヶ月
1	1ヶ月

- (注) 1 定期券の組み合わせについては上記の順で計算する。
- 2 通用期間6ヶ月の定期券が発行されていない交通機関については、「6ヶ月」は「3ヶ月、3ヶ月」と読み替える。
- 3 通用期間3ヶ月の定期券が発行されていない交通機関については、「3ヶ月」は「1ヶ月、1ヶ月、1ヶ月」と読み替える。

別表第五の2 (第17条関係)

通勤手当関連

勤務時間による区分	1月の通勤所要回数
フルタイム型職員	21回
31時間型職員	17回
12日型職員	12回

別表第六 (第17条関係)

通勤手当関連

職員の区分 自転車等の 片道の使用 距離の区分	1 2及び3 以外の職員	2 通勤不便な 就業の場所 に勤務する 職員で理事 長が認める もの	3 身体に障害 を有する職 員で通勤が 困難である と認められ るもの
5 km未満	2,600円	3,500円	3,900円
5 km以上 10 km未満	3,000円	4,700円	5,300円
10 km以上 15 km未満	5,000円	7,100円	8,100円
15 km以上 20 km未満	7,000円	9,500円	10,900円
20 km以上 25 km未満	9,000円	11,900円	13,700円
25 km以上 30 km未満	11,000円	14,300円	16,500円
30 km以上 35 km未満	11,000円	15,600円	19,300円
35 km以上 40 km未満	13,000円	18,000円	22,100円
40 km以上	13,000円	20,400円	24,900円

- (注) 1 本表の額は、フルタイム型職員及び31時間型職員に適用する。
2 12日型職員の月額額は、本表の額の100分の60とする。

別表第七 (第29条関係)

特殊勤務手当

手 当 の 種 類	手当の額	条 件
放射線研究従事者	日額 4 2 0 円	放射線同位元素を取り扱う場所等において、研究に従事した職員
放射線衛生管理操作監視	日額 3 2 0 円	放射線同位元素を取り扱う場所等において、職務上随時立ち入り、衛生管理等に従事した職員
X線操作等	日額 4 4 0 円	X線の操作業務に従事した職員
有害物取扱	日額 2 0 0 円	特定化学物質等を試験、研究、検査等の作業に従事した職員

(注) 育児短時間勤務をする場合の特殊勤務手当の月額は、手当の額に、そのワイドキャリアスタッフ職員の1週間当たりの勤務時間数をワイドキャリアスタッフ職員就業規則第15条の規定で定める1週間あたりの所定労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第八 (第32条関係)

管理職員特別勤務手当

職級	支給額		
	第1項及び第3項に規定する場合		第2項に規定する場合
	勤務時間6時間以下	勤務時間6時間超	
4級	9,000	13,500	4,500

別表第九(第33条、第35条関係)

支給時期	支給率		合計
	期末手当	勤勉手当	
6月期	0.750	0.525	1.275
12月期	0.750	0.525	1.275
合計	1.50	1.05	2.55

別表第十 (第33条関係)

期末手当の支給割合

(1) 支給割合の求め方

期末手当の支給期間*においてワイドキャリアスタッフ職員給与規程の適用を受ける職員として在職した期間から除算事由の期間を除いたものをもって、在職期間を算定し、これに応じた日数により支給割合を定める。

*支給期間 6月支給分：前年12月2日から当年6月1日まで

12月支給分：当年6月2日から当年12月1日まで

在職期間	支給割合
基準日が6月1日、 12月1日の場合	
150日以上	10割
135日以上150日未満	9割
120日以上135日未満	8割
105日以上120日未満	7割
90日以上105日未満	6割
60日以上90日未満	5割
30日以上60日未満	3割
1日以上30日未満	1割
0日	0割

(2) 在職期間

在職期間は、支給期間において、ワイドキャリアスタッフ職員給与規程の適用を受ける職員として在職した期間（勤務を要しない日を含む。）について日を単位として計算する。

在職期間の算定にあたっては、在職期間（日数）から次に定める除算期間（日数）を除算する。

①除算期間

【日を単位とするもの】

- ア 出勤停止、無届欠勤及び私事欠勤の全期間
- ウ 育児休業、出生時育児休業、介護休業の5割の期間
- ウ 育児休業、介護休業の5割の期間
- エ 病気休暇の期間の2割の期間
- オ 配偶者同行休業の5割の期間
- カ 育児短時間勤務で短縮された勤務時間の短縮分の5割の期間

【日の一部（時間）を単位とするもの】

除算事由	換算割合	除算期間
無届欠勤	1回につき1/3日	10割
私事欠勤（遅参、早退等）		
病気休暇	1回につき1/3日	2割
介護休業、部分休業	8時間につき1日	5割

②除算期間の算定

- ア 育児休業が1か月以下の場合（当該育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）は、その全部を算入しない。
- イ 出生時育児休業が1か月以下の場合（当該出生時育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）は、その全部を算入しない。
- ウ アの育児休業及びイの出生時育児休業の期間は合算しない。また、育児休業及び出生時育児休業に係る1か月の期間の計算において、1か月に満たない期間が2以上ある場合は、日を単位として合算し、30日につき1か月として換算する。

別表第十一 (第35条関係)

勤勉手当の査定率

(1) 業績評価

基準日の前年度における業績評価に基づき、次のとおり査定率を定める。

業績評価	査定率
A	1.20
B	1.10
B-	1.04
C	0.98
C-	0.90
D	0.80
E	0.00

(2) 私事欠勤等の場合の査定率

(1) にかかわらず、勤勉手当の支給期間*において、次の表の減額事由に該当する者の査定率は、(1)に規定する率に、百分の百から当該区分に掲げる率を減じて得たものを乗じて得た率とする。

*支給期間 6月支給分：前年12月2日から当年6月1日まで
 12月支給分：当年6月2日から当年12月1日まで

	減額事由	一般職の率	減額事由	管理職の率
私事欠勤等があるとき	8日以上	100/100		
	7日	80/100		
	5日、6日	60/100	5日以上	100/100
	4日	40/100	4日	60/100
	3日	20/100	3日	30/100
	2日	10/100	2日	20/100
懲戒処分を受けたとき	出勤停止1回につき	50/100	出勤停止1回につき	75/100
	減給1回につき	35/100	減給1回につき	50/100
	戒告1回につき	20/100	戒告1回につき	25/100

別表第十二 (第35条関係)

勤勉手当の期間率

(1) 期間率

勤勉手当の支給期間における勤務期間に応じ、次のとおり期間率を定める。

勤務期間	期間率
175日以上	10割
165日以上 175日未満	9割5分
155日以上 165日未満	9割
140日以上 155日未満	8割
120日以上 140日未満	7割
100日以上 120日未満	6割
80日以上 100日未満	5割
60日以上 80日未満	4割
40日以上 60日未満	3割
20日以上 40日未満	2割
1日以上 20日未満	1割
0日	0割

(2) 勤務期間

勤務期間は、支払期間において、ワイドキャリアスタッフ職員給与規程の適用を受ける職員として在籍した期間（週休日を含む。）について、日を単位として計算する。

勤務期間の算定にあたっては、勤務期間（日数）から次に定める除算期間（日数）を除算する。

①除算期間

【日を単位とするもの】

出勤停止、育児休業、出生時育児休業、配偶者同行休業、結核休養、休職（病気休職、刑事休職など）、病気休暇、介護休業（30日未満を除く）、無届欠勤、私事欠勤、生理休暇（給与の減額が免除されなかった期間）、育児短時間勤務で短縮された勤務時間に相当する期間の全期間。

なお、支給期間において短期病休（引き続く7日以上にわたらない病気休暇（理事長が別に定める事由に該当するものを除く。）のある月数が3以上ある場合は、短期病休1日を2日とみなして計算する。

【日の一部（時間）を単位とするもの】

除算事由	換算割合	除算期間
4時間以下の場合 無届欠勤、私事欠勤（遅参、早退等）、病気休暇	1回につき1/3日	10割
4時間を超える場合 無届欠勤、私事欠勤（遅参、早退等）、病気休暇	1回につき1/2日	10割
部分休業 介護短時間勤務（30日未満を除く）	8時間につき1日	10割

②除算期間の算定

- ア 出勤停止又は休職の発令期間中にある週休日及び休日（以下「週休日等」という。）は、当該期間に算入する。
- イ 育児休業の承認を受けた期間中にある週休日等は、当該期間に算入する。
- ウ 結核休養の取扱いを受けた期間中における週休日等は、当該期間に算入する。
- エ 無届欠勤、私事欠勤、介護休業または病気休暇が引き続く場合、その間の週休日等は、欠勤の期間に算入し年次休暇等の日は算入しない。
- オ 育児休業が1か月以下の場合（当該育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）その全部を算入しない。
- カ 出生時育児休業が1か月以下の場合（当該出生時育児休業期間が2以上ある場合は、合算した期間）は、その全部を算入しない。
- キ カの育児休業及びキの出生時育児休業の期間は合算しない。また、育児休業及び出生時育児休業に係る1か月の期間の計算において、1か月に満たない期間が2以上ある場合は、日を単位として合算し、30日につき1か月として換算する。
- ク 部分休業及び介護短時間勤務により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間を算入する。
- ケ 介護休業により勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が、30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を算入する。
- コ 育児短時間勤務職員等として在職した期間中における週休日等は、当該期間に算入する。